

平成 27 年度 インクルーシブ教育システム構築モデル事業 成果報告書 I
【インクルーシブ教育システム構築モデルスクール】

教育委員会名

栃木県佐野市教育委員会

概 要

モデルスクールの概要 (平成 27 年 5 月 1 日現在)

	モデルスクール名	在籍者数	教職員数
1	佐野市立石塚小学校	254 名	21 名
2	佐野市立出流原小学校	81 名	11 名

【事業概要】

1. モデルスクールの特色 (特別支援教育に関する事項)

モデルスクールの 2 校は、同じ中学校区に設置されている小学校である。本中学校区は小・中連携に力を入れた教育活動を進めており、小・中の教員による合同の授業研究、行事等での児童生徒の交流等が盛んに行われている。その中で、特別支援学級も、自校のみならず他校の児童生徒との交流及び共同学習を積極的に行ってきた。

平成 26 年度に本事業の委託を受け、交流及び共同学習において ICT 機器を活用した合理的配慮の提供について実践研究を行った。その成果と課題をもとに、今年度は「合理的配慮の効果的な提供」と「合理的配慮の基礎となる基礎的環境整備・校内支援体制づくり」を研究の柱として、全ての学級・児童を対象に、全教職員で実践研究に取り組んだ。

2. 取組の概要

【教育委員会がモデルスクールに対して行った取組及び支援】

(1) 「合理的配慮の効果的な提供」のための取組

①合理的配慮協力員と合理的配慮支援員の配置

合理的配慮協力員は月に 2~3 回モデルスクールを訪問し、校内委員会等で対象児童への合理的配慮についての指導・助言を行ったり、医療機関や特別支援学校と学校をつないだりする役割を果たした。また、合理的配慮の対象となる児童により近いところでの指導・支援を行う合理的配慮支援員を配置した。合理的配慮支援員は特別支援学級担任の経験のある元教員で、児童への指導・支援を行うばかりでなく、学習や生活に困難のある児童への指導方法や支援の在り方について担任に具体的に助言を行うなどの役割を果たした。

②合理的配慮を効果的に提供するための個別の教育支援計画と個別の指導計画の例示
合理的配慮をより効果的に提供するために、県から示されている様式に合理的配慮に関わる項目を追加するなど、一部独自の様式による個別の教育支援計画と個別の指導計画を例示した。

③病弱・身体虚弱特別支援学級（以下、病弱学級）への体制整備

病弱学級に対して看護師の免許を有する健康指導員を市単独予算にて配置し、在籍児童への医療的ケアを行えるようにした。また特別支援学校のセンター的機能の活用の際には、病弱学級担任や養護教諭だけでなく健康指導員等も特別支援学校教員による専門的な立場からの支援を定期的に受けられるようにした。

④新設特別支援学級への体制整備

自閉症・情緒障害特別支援学級が新設された出流原小学校には、特別支援学級支援員を配置し、児童への基本的な生活習慣確立のための日常生活上の支援や学習支援、健康面・安全面の確保等を行えるようにした。

(2)「合理的配慮の基礎となる基礎的環境整備・校内支援体制づくり」のために

①専門家を活用した教職員研修の実施

全ての教職員が特別支援教育に関する理解や知識を深め、全ての学級において合理的配慮の提供を行えることを目指した教職員研修を、特別支援教育を専門としている大学准教授を招聘してモデルスクールごとに年間4回実施した。

【モデルスクールとして行った取組】

(1)「合理的配慮の効果的な提供」のための取組

①アセスメントに基づいた児童・学級の実態把握

児童の読み書きに関する困難を改善・克服するための配慮に焦点を当てたアセスメントを実施した。結果を合理的配慮協力員が分析し、通級指導教室担当者と通常の学級担任にフィードバックした。そして、今後、通級指導教室と通常の学級のそれぞれの指導において、配慮を必要とする児童にどのような手立てを講じていったらよいかということ話し合い、指導に生かせるようにした。

②児童の実態把握に基づいた授業づくりと朝学習の工夫

児童の実態把握を基に、支援の必要な児童も自分の力を伸ばし、自信をもって参加できる授業づくりを全校で進めることが必要と考えた。そこで、「すべての児童に分かる授業を」を合言葉に、全員参加の授業づくりを目指した授業改善に取り組んだ。また朝学習の時間を、授業以外でそれぞれの児童の困難さに合わせ個別指導を行う場と捉え、工夫改善を行った。

③医療機関との連携

保護者の了承を得た上で、病弱学級担任と養護教諭が対象児童の医療機関での受診の際に同行させていただき、主治医から直接指導や助言を受けた。得られた情報や受けた指導・助言は、対象児童に関わる教員及び指導員等で共有し指導や支援に生かした。

④特別支援学校のセンター的機能の活用

肢体不自由を伴う病弱学級在籍の児童が安全に学校生活を送ることができるよう指導の充実を図るため、病弱の特別支援学校のセンター的機能を活用した。特別支援学校教諭による指導訪問と協議、病弱学級担任の特別支援学校の授業参観などを段階的に断続的に実施していく中で、対象児童の実態把握がよりの確になり、本児に必要な指導や支援が行えるようになった。

(2)「合理的配慮の基礎となる基礎的環境整備・校内支援体制づくり」のための教職員研修の充実

①専門家を招聘しての教職員研修の実施

大学准教授をアドバイザーとして招聘し、モデルスクール2校がそれぞれに年間4回の教職員研修を実施した。アセスメントから分かった学級・配慮児童の実態をもとに、配慮児童が単元・授業のねらいをおおむね達成し、友達と共に学習する中で自分の力を伸ばすことができるようにするためにどのような手立てを講じればよいかという視点で授業づくりを行い、研究協議を進めた。

②合理的配慮協力員・学力向上アドバイザー等を活用した教職員研修の実施

現職教育の時間に合理的配慮協力員や学力向上アドバイザーを講師として、個別の指導計画の作成やアセスメント、授業づくりなどについての研修を実施した。

3. 成果及び課題

【成果】

- (1) 合理的配慮協力員及び合理的配慮支援員を配置し、教職員への指導・助言や児童や担任への支援を継続的に行ったことによって、特別支援教育や合理的配慮に関する教職員の知識や意識の向上が図れた。
- (2) 医療機関との連携や特別支援学校のセンター的機能を積極的に活用することで、病弱学級の児童への合理的配慮を効果的に行うことができるようになった。
- (3) アセスメントを実施することで、児童の実態をより客観的・的確に把握でき、それぞれの児童の教育的ニーズに合わせた指導や支援を工夫できるようになった。
- (4) 県から示されている様式に合理的配慮に関わる項目を追加した一部市独自の様式による個別の指導計画により、学校と保護者が共通理解を図りやすくなった。
- (5) 専門家を招聘しての教職員研修を年間通して複数回実施することで、教職員のインクルーシブ教育への理解が深まり、全員参加型の授業づくりへの意欲が高まった。
- (6) 管理職のリーダーシップの下、教職員がチームで子供を支えていこうという機運が高まり、校内の支援体制が構築された。

【課題】

今後、より効果的に合理的配慮を提供するために、一部市独自の様式により作成した個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成と活用を市全体に啓発していく必要がある。また、合理的配慮について検討・修正等を行い、実施状況を評価する場となる校内委員会を計画的に実施していくことが必要である。